

食品安全委員会農薬第五専門調査会

第46回会合議事録

1. 日時 令和8年4月23日（木） 14:00～14:29

2. 場所 食品安全委員会 第二会議室（Web会議システムを併用）

3. 議事

- （1）委員長挨拶
- （2）専門委員等紹介
- （3）専門調査会の運営等について
- （4）座長の選出、座長代理の指名
- （5）その他

4. 出席者

（専門委員）

本間座長、久米座長代理、乾専門委員、宇田川専門委員、籠橋専門委員、
加藤専門委員、川口専門委員、玉井専門委員、並木専門委員、古濱専門委員、
松下専門委員、與語専門委員

（専門参考人）

高橋専門参考人、美谷島専門参考人

（食品安全委員会）

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員

（事務局）

中事務局長、前間事務局次長、井本評価第一課長、横山室長、栗山室長補佐、
櫻井専門官、塩澤専門官、中井専門官、鈴木係長、橋本係長、山口係長、
藤原専門職、牧野専門職、宗像専門職

5. 配布資料

- 資料1－1 食品安全委員会専門調査会等運営規程
- 資料1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料 2	農薬第五専門調査会専門委員等名簿（令和 8 年 4 月現在）
資料 3	残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意点について（令和 8 年 3 月 11 日農薬第一専門調査会決定）
参考資料	令和 8 年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容

○ ○○

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第46回農薬第五専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

事務局の室長補佐を務めます○○と申します。

このたび、4月1日付をもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たりますので、僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、会場傍聴者を受け入れ、また、Web会議システムの映像をYouTubeによりライブ配信することにより公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

本日、農薬第五専門調査会の専門委員12名、専門参考人2名に御出席いただく予定です。

それでは、まず初めに、○○食品安全委員会委員長より御挨拶をさせていただきます。

○ ○○

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の○○です。

このたびは、専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございました。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げます。

既に内閣総理大臣名の令和8年4月1日付食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いていると思います。専門委員の先生方が所属される専門調査会については委員長が指名することとなっており、先生方を農薬第五専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会における農薬の評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見が必要であることから、一般毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、植物代謝、疫学など、幅広い分野から御参画いただいております。皆様の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

この農薬第五専門調査会は、個別の農薬について調査審議を行うために設置されています。そして、調査審議いただく農薬については、委員長から指定させていただくことになっております。引き続き、農薬の評価が適切に行われますよう、再評価以外の個別の農薬についても御審議いただきますとともに、再評価を契機とする評価について最新の国際的

な考え方や、様々な公表文献といった最新の科学的知見に基づき、評価目的を踏まえた御審議を行っていただきますようお願いいたします。

専門委員の先生方におかれましては、各分野における最先端の専門知識を生かして、積極的に御発言をいただき、調査審議をお願いいたします。

さて、食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場からリスク評価を行うことをミッションとしております。専門委員の先生方におかれましては、この原則を御理解の上、それぞれの専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただきますようお願い申し上げます。

通常、私どもが考えるサイエンスは、データに基づいてしっかりした根拠を基に知見を示していくものです。一方、レギュラトリーサイエンスは、多くの領域の専門家が力を合わせて判断をしていく科学であり、その一部であるリスク評価においては、限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づいて何が言えるのかを突き詰め、不確実性を明記した上で、その範囲で何らかの回答を出すことが求められるということを御理解いただきたいと思います。

なお、本調査会をはじめ、食品安全委員会の審議については、原則公開ということになっております。公開することの意義としましては、最終的な判断、決定に至るまでの議論を広く公開することによって、審議の過程を国民の皆様にも広く理解いただき、情報の共有に資するものと考えております。

最後になりますけれども、食品安全委員会の活動には、国の内外を問わず高い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、科学的に質の高いリスク評価を実施するための御尽力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ ○○

ありがとうございました。

次に、本日配布しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第、座席表のほか、資料1－1として食品安全委員会専門調査会等運営規程、資料1－2として食品安全委員会における調査審議方法等について、資料1－3として「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について、資料2として農薬第五専門調査会専門委員等名簿、資料3として残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意点について、参考資料として令和8年度食品安全委員会運営計画、以上でございます。

不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

資料はホームページに掲載されております。

なお、本日はWeb会議形式を利用して参加されている先生もいらっしゃいますので、

そちらの注意事項を3点お伝えします。

1つ目、カメラは基本的にオンにさせていただきますようにお願いします。また、マイクは、発言者の音質向上のため、発言しないときはオフにさせていただくようお願いいたします。

2つ目、こちらは発言時の内容となりますが、御発言いただく際は、まずお手元の意思表示カードの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。万が一、映像機能が途中で機能しなくなるなどの障害がございましたら、挙手機能を利用して挙手いただきます。なお、途中で挙手機能及び映像機能が機能しなくなった場合は、一度退室していただき、再度入室を試みていただきますようお願いいたします。

次に、事務局又は座長が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにし、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言の最後には「以上」と御発言いただき、マイクをオフとする形で対応をお願いいたします。

3つ目、こちらは接続不良時の内容となりますが、会議中、通信環境により音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合、カメラ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のカメラボタンをクリックいただくとオンオフができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状況が続くようでしたら、お手数ですが、チャット機能を利用して状況を御連絡ください。予期せず切断されてしまった場合には、再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

次に、議事（2）として、専門委員等紹介です。

専門委員につきまして、私のほうからお名前の五十音順に紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにいただき、御所属や専門分野など、一言御発言いただけましたら幸いです。発言の終わられました方はマイクオフをお願いいたします。

では、紹介させていただきます。

まず、〇〇。

〇 〇〇

〇〇です。神戸大学です。専門は植物代謝です。よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

〇〇です。滋賀医科大学所属です。専門は発生学です。よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

〇〇でございます。島根県立大学におります。発生生物学を専攻しております。よろし

くお願いいたします。

○ ○○

続きまして、○○。

○ ○○

○○でございます。名城大学薬学部です。専門は動物代謝です。よろしくお願いいたします。

○ ○○

続きまして、○○。

○ ○○

○○です。北里大学獣医学部です。専門は毒性病理です。よろしくお願いします。

○ ○○

続きまして、○○。

○ ○○

○○です。富山大学に所属しております。専門は神経毒性となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○ ○○

続きまして、○○。

○ ○○

○○です。元金沢大学の薬学部です。薬物動態学を専門としております。よろしくお願いします。

○ ○○

続きまして、○○。

○ ○○

○○です。農研機構農環研に所属しています。専門は植物生理学です。よろしくお願いします。

○ ○○

続きまして、○○。

○ ○○

○○です。国立医薬品食品衛生研究所に所属しております。専門は遺伝毒性並びに定量的構造活性相関、(Q) SARになります。よろしくお願いいたします。

○ ○○

続きまして、○○。

○ ○○

○○です。肩書きは国立医薬品食品衛生研究所の名誉所長です。専門は遺伝毒性です。よろしくお願いします。

○ ○○

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

〇〇です。国立医薬品食品衛生研究所の病理部に所属しております。専門は毒性病理です。よろしくお願いします。

以上です。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

〇〇です。私は日本植物調節剤研究協会に所属しております。専門は植物代謝及び環境中の挙動を担当しております。

以上です。

〇 〇〇

以上、12名の専門委員に御出席いただいております。

また、専門参考人として、〇〇。

〇 〇〇

〇〇でございます。国立医薬品食品衛生研究所に所属しております。専門は一般毒性です。どうぞよろしくお願いいたします。

〇 〇〇

続きまして、〇〇。

〇 〇〇

〇〇と申します。所属は東京農業大学応用生物科学部というところにあります。一般毒性を専門としております。よろしくお願いいたします。

〇 〇〇

以上、2名の専門参考人に御出席いただいております。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いたしました〇〇、農薬に関する専門調査会の主担当の〇〇と副担当の〇〇が御出席しております。

事務局につきましては、本日、〇〇、〇〇、〇〇のほか、評価第一課から事務局員が参加をしております。

続きまして、事務局の人事異動について御報告いたします。

4月1日付で専門職の〇〇、係長の〇〇が着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議事（3）の専門調査会の運営等についてでございます。

課長の〇〇から御説明させていただきます。

〇 〇〇

それでは、お手元の資料1-1、1-2、1-3を使いまして、運営規程等について御説明させていただきます。

まず最初に、資料 1－1 を御覧いただきたいと思います。

こちらが食品安全委員会の専門調査会等における運営規程となっております。

内容について、かいつまんで御紹介させていただきたいと思います。

まず、第 2 条を御覧ください。こちらに専門調査会の設置等についての規定がございます。こちらの第 2 項に、専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は委員長が指名することとされてございます。先ほど〇〇からも御挨拶の中で御指摘があったものでございます。

次の第 3 項におきまして、座長選任についての規定がございます。専門調査会に属する専門委員の互選により、座長を選任することとされてございます。

また、第 5 項を御覧いただきますと、座長代理に関する規定がございます。座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理することとなっております。

続いて、2 ページ目にお進みいただいて、こちらの上のほうでございますけれども、第 4 条の第 3 項に専門参考人に関する規定がございます。座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対して、これが専門参考人に当たる方になりますけれども、専門調査会に出席を求めることができるとされております。

このような運営規程に沿って、今後の運営をさせていただきたいと考えてございます。

また、3 ページ目を御覧いただきますと、各専門調査会における所掌についての記載がございます。

農薬につきましては、別表の真ん中辺りにありますように、第一から第五までの専門調査会がございます。農薬につきましては、委員長がどの専門調査会で審議いただくかを指定する形になってございますので、指定されたものにつきまして、御審議をお願いできればと考えてございます。

続きまして、資料 1－2 を御用意いただきたいと思います。資料 1－2 は、食品安全委員会における調査審議方法等についてとなっております。

上のほうに 1 としまして基本的な考え方がありますがけれども、2～3 行目を御覧いただきますと、記載のとおり、その時点において到達された水準の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に行うこととされてございます。

これにつきまして、次の 2 の項目で、調査審議に参加させない場合というものが列挙されてございます。2 の（1）につきまして、①以降を御覧いただきますと、①の中には調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業、それからその関連企業、同業他社、これを特定企業としておりますけれども、これらの企業から取得した金品についての規定がございます。②につきましては、特定企業の株式を保有している場合、③につきましては、特定企業の役員等に就任されている場合、④としまして、対象品目の申請資料の作成に協力した場合、次のページにお進みいただきまして、⑤としまして、リスク管理機関の審議会の長である場合、それから⑥としまして、その他中立公正を害するおそれがあると認められる場合という規定がございます。

また、その下のほうに別表としまして、先ほど①のところでございました特定企業からの金品の授与につきまして、その金額についての規定がございます。

これらにつきまして、上のほうに戻りますけれども、（２）としまして、これらの事実の有無を記載した確認書の提出を専門委員の先生方をお願いしているという状況でございます。

そしてまた、（４）ですけれども、開催する委員会等、こちらは専門調査会も含めますが、専門調査会の都度、その確認をさせていただくことになってございます。先生方にはお手数をおかけしますが、中立公正な審議のため、御協力をぜひともよろしくお願いいたします。

また、資料１－３に移っていただきますけれども、本日の会議に向けまして、事前に御提出いただいた資料をお配りしてございます。

説明としては以上でございます。よろしくお願いします。

○ ○○

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、御説明いたしました内容について御確認いただきまして、また、御留意いただいて、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

続きまして、議事（４）座長の選出、座長代理の指名に入りたいと思います。

先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程第２条第３項により、「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」ととされています。

どなたか御推薦ございませんでしょうか。

○○。

○ ○○

○○です。

座長につきましては○○が適任と考えますので、御推薦いたします。

以上です。

○ ○○

○○、お願いします。

○ ○○

○○です。

私も○○が適任だと考えます。御推薦いたします。

以上です。

○ ○○

ただいま○○、○○から、○○を座長にという御推薦がございました。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、ほかに御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に〇〇が互選されました。

それでは、〇〇から一言御挨拶をお願いいたします。

〇 〇〇

ただいま農薬第五専門調査会の座長に推薦されました〇〇です。

前回に引き続いての座長ですけれども、今回の第五のメンバーもほとんど代わらないと思いますので、引き続き、同じようなやり方で議事を進めさせていただきますので、議事の進行に御協力いただければと思います。よろしくお願いします。

〇 〇〇

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とありますので、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は〇〇をお願いいたします。

〇 〇〇

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、私からは〇〇に代理をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。

〇〇、よろしくお願いします。お引き受けいただき、ありがとうございます。

それでは、〇〇から一言御挨拶をお願いします。

〇 〇〇

今、御指名いただきました〇〇でございます。

座長代理ということで、何事もないことを祈っておりますが、〇〇のサポートをできるように努力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇 〇〇

ありがとうございました。

それでは、その他の議事に移りたいと思います。

まず、残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意点についてです。こちらに関しては、事務局より説明をお願いいたします。

〇 〇〇

それでは、皆様、資料3をお開きください。こちらは3月11日の農薬第一専門調査会で「残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意点について」が決定されましたので、御報告するものでございます。

まず、1.の目的です。本文書は、発達神経毒性の評価に資する国内外の研究等が進められている中で、残留農薬の食品健康影響評価における発達神経毒性の評価に関する留意

点等を示すことにより、発達神経毒性の評価に関する一貫性の確保に資することを目的とするとされております。

それから、2. の留意すべき事項です。まず、評価にあたっては、「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」や「残留農薬の食品健康影響評価における毒性試験での有害影響の判断に関する考え方」等を踏まえて、提出資料を検討することとなっている。そういう中で、発達神経毒性の評価は、出生前から若齢期にかけて神経系の構造又は機能に及ぼす影響を扱うことから、慎重に検討すべきであるため、本留意点には、指針等に加えて、発達神経毒性の評価において特に留意すべき事項等について、こちらは〇〇らが実施された研究事業の結果ですとか、これまでの評価経験を踏まえて整理されたというものになります。

発達神経毒性の評価にあたっては、OECDテストガイドライン426の発達神経毒性の試験成績を中心に、生殖毒性や神経毒性等の他の毒性試験の結果、公表文献の研究結果等を含め、様々なデータと合わせて、科学的根拠の重み付け等による専門性に基づいた総合的判断を行う。

また、続けて、評価のポイントとしまして、ガイドラインへの充足状況や各評価項目で用いられている具体的な試験内容等を精査することが重要である。発達神経毒性が疑われる所見が認められた場合、当該所見が高用量のみで認められた際には、ほかの毒性試験における関連する所見の発現状況を確認するとともに、一般状態の悪化に伴う影響の可能性も含め、検討を行う。また、発達神経毒性試験での所見と他の毒性試験での所見との間に明確な関連性を示すものは確認できていないものの、急性の神経毒性が認められた場合には、より慎重に評価すべきであると記載されております。

2 ページ目には、公表文献の取扱いに関するガイダンスにも記載されておりますように、公表文献も適切に活用することが重要であり、安全性試験で評価対象とされていないエンドポイントで検体投与の影響が認められている場合には、当該公表文献に記載された研究内容について、結果の信頼性、異なる研究者が公表した複数の科学的知見の集積の有無、安全性試験成績や専門調査会が使用可能と判断したそのほかの公表文献の研究結果から得られた毒性情報との整合性、当該研究結果の毒性学的意義も踏まえて、評価への使用可能性を総合的に判断することとされている。特に、有意差が認められた項目については十分に検討することとし、他の結果も含め認められた所見や当該所見が認められた用量の関係等も考慮して慎重に検討すると記載されております。

また、その次のパラグラフには、農林水産省ガイドラインにおいて発達神経毒性試験は条件付き要求となっており、発達神経毒性試験の試験成績が提出されていない場合は、試験が実施されなかった理由の記載の妥当性を確認し、必要に応じ、追加の安全係数を検討又は追加資料の提出を依頼する。その際、追加資料の提出にあたっては、既存の試験成績により得られている情報等を踏まえ、発達神経毒性試験のほか、発達神経毒性に関する *in vitro* battery、*in vivo* DNTスクリーニング試験等の方法を用いることが可能な場合

もある。発達神経毒性試験以外を提出する際には、当該方法を用いたことの妥当性について説明することが望ましいと記載されております。

続いて、評価対象農薬についての海外評価機関における評価結果との比較、同系統のほかの農薬のデータとの比較を行い、検討することも有用であるとされております。

それから、3.には発達神経毒性に関する食品健康影響評価への記載、その次のページに4.として留意点の見直しに関して記載されております。

説明は以上となります。

○ ○ ○

ありがとうございました。

以上、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

Webの先生もよろしいですね。

では、今後はこちらを踏まえて評価するという事で、よろしくお願いいたします。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

では、次に、令和8年度食品安全委員会運営計画について、事務局より御説明をお願いします。

○ ○ ○

それでは、参考資料を御覧いただきたいと存じます。参考資料、令和8年度食品安全委員会運営計画についてでございます。

食品安全委員会におきましては、毎年度、その年度の運営に当たりまして、運営計画というものを策定してございます。そして、その年度の最初の専門調査会の回で、この運営計画について御紹介させていただいているものとなります。本日、本年度最初の回となりますので、御説明させていただくことになります。

おめくりいただきまして、PDFで言うと3ページ目、下のほうのページ番号で言いますと1ページ目を御覧ください。ページの一番上、審議の経緯の記載がございます。本年2月に企画等専門調査会におきまして御審議いただいた後、2月の食品安全委員会において報告し、30日間国民からの意見の募集を行っております。その後、3月31日の食品安全委員会におきまして、策定されたものとなっております。

おめくりいただきまして、PDFの4ページ目、ページ下の中央部のページ番号では2ページ目を御覧ください。内容につきましては、前年のものと同じでございますけれども、かいつまんで御紹介させていただきたいと思います。

第1に事業運営方針がございます。

第2としましては委員会の運営全般に関する記載となっております。こちらは基本的に前年と同じですけれども、下のほうの（5）リスク管理機関との連携の確保についてでございますが、こちらは食品衛生基準行政が2024年4月から厚生労働省から消費者庁に移管されたことを踏まえ、引き続き、リスク管理機関との連携を確保する記載となっております。

また、（６）委員会におけるDXの取組につきましては、引き続き、デジタル技術の活用に向けた取組を行うということになってございます。

次のページに進んでいただきまして、第３、食品健康影響評価の実施についてでございます。こちらは１の（１）にリスク管理機関から評価要請された案件についてというところで記載がございます。「また」以降に、農薬再評価についての記載がございます。こちらは従前どおりでございますけれども、引き続き、こちらの専門調査会等でも御協力をお願いしたいと思います。

また、２、評価ガイドライン等の策定という記載がございます。現在、食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループにおいて、国際水準に準拠したばく露評価の実施を目的とし、食事由来の化学物質のばく露評価に関する課題の整理を行い、技術文書の策定に向けた検討を進めているところでございます。

次のページにお進みいただきまして、第５、食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進に関する記載がございます。食品安全委員会において進めている研究・調査事業につきましては、こちらにありますとおり、ロードマップに基づいて行っているものでございます。１の（３）を御覧いただきますと、昨年同様、ロードマップを踏まえ、若手枠を含め、優先実施課題等を策定し、これに基づいた公募・審査を行っていくとしているところでございます。

次のページに進んでいただきまして、第６、リスクコミュニケーション・情報発信の促進につきましては、従来どおり色々な媒体・機会を通じて取り組んでいくこととしてございます。

少し飛んでいただきまして、10ページ目、第９、国際協調の推進がございます。こちらは国際会議が増えてきておりますけれども、予算の制限がある中で、Webシステム等を利活用し、引き続きこういった会議にも参加していくこととなります。具体的なものとしましては、直近、本年６月にICMSFの会議の記載がございます。また、お示ししている会合のほか、必要に応じてコーデックス委員会各部会や国際会合等にも委員等の派遣を含めまして、対応することと考えております。

以上、要点だけでございますが、お時間のあるときにお目通しいただければ幸いです。

以上です。

○ ○○

以上、事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、第46回農薬第五専門調査会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上